信託協会
家族信託普及協会

制度確立へ活動本格化

保険募集人の有効な提案手法に

家族信託普及協会が活動を本格化させる。高齢者や障がい者のための相続対策と財産管理の必要性が高まる中、信頼できる家族・親族に財産を託す家族信託制度の確立を実現する。専門家および保険募集人などを正会員として同制度の正しい知識と情報を提供。保険募集人はそれぞれの顧客に同制度を活用した相続対策や財産管理を提案できる。芳屋昌治代表理事（プロサーチ代表取締役）は「生保と相続は親和性がある。家族信託は保険募集人にとって有効な提案手法の一つになる」と強調する。

芳屋氏

宮田氏

相続対策、財産管理を模索

日本では人口の高齢化に伴い認知症の患者数が増加している。厚生労働省の資料によると、2010年の65歳以上の患者数は推計で約439万人、予備軍といわれるMCI（正常と認知症の中間の状態）有病者数は約380万人と推計されている。また、知的障がいがある人なども考えると、財産を適切に管理・承継することが難しい人が増えている。現在、資産の所有者が認知症になった場合の財産管理についてはほとんどケアされていない状況で、成年後見制度を利用すると資産の流動性が低下するといった指摘もある。その一方で、資産の所有者が認知症になり判断能力を喪失した後も家族にとって最適で柔軟な財産管理をしたいとのニーズは高まっている。

こうした中、07年の信託法改正で可能になった家族信託が注目されている。家族信託は、信頼できる家族・親族に財産を託すことで費用を抑えた柔軟な財産管理と相続対策を実現できるため、信託を活用した財産管理手法の一つとして今後、社会に浸透することが確実視されている。

同協会の宮田浩志理事（司法書士宮田総合法務事務所代表）は「家族信託は委任契約と成年後見制度、遺言の優れた機能を兼ね備えている」と強調する。家族信託の活用により、資産の所有者が元気なうちから、資産の管理・運用・処分などを家族に任せ、所有者本人が判断能力を喪失した場合も引き続き家族による積極的な資産運用が可能となる。「本人の意思確認作業が不可欠な委任契約、生前贈与、相続税対策、資産の積極的活用ができない成年後見制度の限界を超えて柔軟な対応ができる」と言う。

また、法定相続の概念に捉われない資産承継もできる。通常の遺言では二次相続以降の資産承継先の指定はできないが、家族信託ではそれが可能になる。

さらに、共有不動産は共有者全員が協力しなければ処分できないが、家族信託を活用して共有者としての権利・財産価値を維持しながら、管理処分権限を共有者の一人に集約することで不動産を流動化することができる。

しかし、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全国的に見てもほとんどいないというのが現状だ。信託銀行は基本的に金銭信託のみで不動産は預からないため、一般個人の相続対策・財産管理のニーズに応えきれていない。信託会社は不動産を預かることはできるものの、管理会社としての役割にとどまっており、預かった不動産を売却してほかの不動産に組み替えるといった柔軟な対応はできない。

こうした状況を踏まえて、家族信託をめぐる課題を解消するとともに、制度設計の自由度が高い家族信託で最適な相続対策や財産管理を模索することを目的に設立されたのが家族信託普及協会だ。芳屋氏は「家族信託は受託者が家族になるため、安心を得ることができる。また、ランニングコストも不要だ。多くのメリットがあるものの普及が進んでいない。個人の資産管理、相続に関連する業界・団体などと連携して社会への周知を図っていきたい」と話す。

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族信託制度のあらましと正しい活用方法の社会への認知・普及②同制度の相談対応とプラン設計の品質向上③同制度の円滑な活用に向けた関係各機関や団体への働き掛け④同制度の悪用防止のための運営ルールづくりと関係機関との連携。

①では、一般ユーザーの同制度についての理解促進を図るため、セミナーやホームページから情報を発信するとともに、出版物を発行する。②では、ユーザーにアドバイスする専門職に対して実務研修会やスキルアップ研修会を実施するほか、活用事例などの情報や信託設計のコンサルティング業務に関するノウハウの提供を行う。また、個別案件に関する実務サポートなども推進する。③では、保険会社などの金融機関、保険営業担当者、保険代理店、ファイナンシャルプランナーのほか、税理士、司法書士、弁護士、公証役場などの法律専門職、不動産の販売業者や仲介業者、建設業者、ハウスメーカーなど、相続問題に対応する企業・団体とアライアンスを組み、同制度の活用を拡大する。④では、制度運用の自主ルール策定や関係機関との情報交換によって、同制度に関する知識を悪用して高齢者や障がい者の財産を搾取しようとする個人・団体からユーザーを保護する。さらに、導入された家族信託の仕組みが長期にわたって適切に機能していることを監視するため、「信託監督人」業務を担う。

正会員の登録に当たっては、ウェブサイトからの初回登録時にビデオ視聴による受講と試験を受ける。登録料は2万円（税別）。正会員は各種研修ツールの閲覧、同制度の普及と相談業務を遂行するためのコンテンツ類のダウンロードや、同協会が主催するセミナーなどに会員価格で参加することができる。これらの年間利用料は1万2000円（税別）。次年度以降は2年更新で2万4000円となる。

芳屋氏は「相続や財産管理に親和性のある保険業界関係者など、会員の制度への理解を促進し、それぞれの顧客に制度を案内する仕組みを構築したい」と強調する。07年の法改正から間もないため、家族信託の組成事例はまだそう多くはない。今後、家族信託を活用する中でさまざまな好事例を収集し、的確な提案方法や活用方法を抽出。正会員の知識向上、実務支援に向けた情報として提供していく。専門家同士のディスカッションも行い、同制度のユーザーの利便性向上も図る。宮田氏は「家族による家族のための信託として同制度を定着させたい。保険募集人にとっても顧客との話の切り口の一つとして同制度を用意することで差別化を図ることができる」としている。

家族による家族のための信託

家族信託 制度と可能性を学ぶシンポジウム

家族信託普及協会が6月13日に開催する同協会設立記念イベント「家族信託・制度と可能性を学ぶシンポジウム」では、芳屋氏と宮田氏が家族信託の仕組みなどを解説するとともに、プルデンシャル生命の本多巨樹氏のほか実務者と顧客が意見交換するパネルディスカッションが行われる。

【日時】6月13日 午後3時半～5時半
【会場】アルカディア市ヶ谷（私学会館）
【住所】東京都千代田区九段北4-2-25
【定員】100人
【参加費】無料
【問い合わせ】info@kazokushintaku.org